

## 静岡県最低制限価格制度実施要領

(令和4年4月最終改正)

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事又は製造その他についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）および静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13条）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 本要領は、競争入札を実施する建設工事で、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。

### (最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。
- (2) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

- 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。
- 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円（消費税抜き））」と記載する。

### (対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

### (開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により

落札者とし、ない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和4年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。